

平成 30 年度 若年技能者人材育成支援等事業 推 進 計 画 書 (案)

佐賀県技能振興コーナー

1 事業の目的

ものづくり産業の現状は、就業者数の減少、若年者の技術離れ、熟練技能者の大量退職など厳しい環境にあり、ものづくり産業が今後とも持続的に発展していくためには、効率的な技能継承はもとより、産業の基盤となる高度な技能を有する技能者の育成が不可欠です。また、近年、情報技術の急速な発展に伴い、情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることも重要となっています。

このため、平成 30 年度においても、引き続き当協会に技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）を設置し、①地域における技能振興事業、②ものづくりマイスター並びに IT マスター（以下、「ものづくりマイスター等」とする）の活用、③さがものづくり産学官連携会議（委員会）の設置・運営、の 3 本柱のもとで関係機関の連携・協力により事業の着実な推進を図ります。

2 地域における技能振興事業

地域における技能振興は、小・中学生から高校生、職業訓練校生及び社会人となるまでに、それぞれの段階に応じたものづくり体験、実技指導の実施や、企業人・一般県民を対象とする技能振興に係る事業をするなど、全ての人々を対象とした多様な取り組みを、産学官の関係団体と密接に連携して実施します。

(1) 若年技能者人材育成の取組みを促進する事業

- ① 技能五輪全国大会の佐賀県予選会（候補職種：日本料理）を技能検定とは別に実施します。
- ② 技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会への参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の支援を行います。
- ③ 技能五輪メダリストによる技能実演等を実施します。（候補職種：未定）

(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組み

- ① イベントの開催
ものづくりマイスター等の紹介や技能検定の紹介、「現代の名工」及び熟練技能者による製作実演、ものづくり体験を行う技能振興イベントとして「さがものづくり技能フェスタ 2018」を開催します。
- ② 市町等のイベントの場を活用したものづくり体験の開催
小中学生を対象としたものづくり体験教室等を実施することにより、県民のものづくりに対する興味関心を高めるとともに、将来のものづくり分野に従事する人材の裾野の拡大を図ります。
- ③ 技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換会の実施
技能伝承の好事例となる取組みを発表する場を設け、参加者等の意見交換を行い、企業における技能伝承の重要性に対する理解促進を深める機会とします。
- ④ ブロック単位でのイベントの開催
技能士制度や技能競技大会を周知し、制度の普及・推進を図るため、九州・沖縄ブロックの各コーナーと協力して取り組みます。

(3) 熟練技能者による実技指導

中小企業等からの指導ニーズがものづくりマイスター等の認定対象外職種の場合（フラワー装飾、室内園芸装飾、日本料理等）、または、ものづくりマイスター等の派遣ができなかった場合、及び認定対象職種でもものづくりマイスター等の認定を受けた者がいない場合、指導ニーズにふさわしい熟練技能者を派遣します。

- ① 中小企業や職業系高校等から実技指導の依頼があった場合は、その内容に適した熟練技能者を派遣します。
- ② 中学生・職業系高校生の生徒がものづくりの現場に出向き、職場体験を実施します。（フラワー装飾・洋菓子製造など）
- ③ 団体・組合等の人材を育成するため、若年技能者を対象とした技能向上や技能伝承を目的とした講習会を開催します。

3 ものづくりマイスター等の活用事業

(1) ものづくりマイスター等の認定、登録

人材育成やものづくりマイスター等の認定申請・活用等について企業、職業系高校等からコーナーへの相談・援助に対応する窓口を設置します。

ものづくりマイスター等の認定については、平成29年度までにもものづくりマイスター48職種202名、ITマスター3職種4名が認定・登録されており、平成30年度は、今後要望のある、あるいは要望される見込みの職種、さらにニーズが多い職種について新たに掘り起しを行います。

これらの取組みにより、ものづくりマイスター等による指導職種の拡大を図るとともにものづくりマイスターによる指導を効果的なものとします。

(2) ものづくりマイスター等の活用

① ものづくりマイスター等の周知

ものづくりマイスター等の制度が広く周知されるようイベント等でリーフレット等を配布するとともに、コーナーのホームページにより広報に努めます。

また、本事業の実施状況等の報道を積極的に働きかけ、企業、小中高校等に対してもものづくりマイスター等の制度周知を幅広く行うとともに、県民に対するものづくりへの理解促進に努めます。

② ものづくりマイスター等の派遣による実技指導等の実施

ア 人材育成や訓練計画等について中小企業及び教育訓練機関等に対する窓口での（担当）相談援助に努めるとともに、企業を訪問することにより指導ニーズの的確な把握に努め、若年技能者に対して、指導ニーズに合ったものづくりマイスターを認定・派遣し、実技指導を行います。

イ ものづくりマイスター等による若年技能者人材育成支援については、技能競技大会の競技課題や技能検定実技試験の課題等を指導教材として、若年技能者の技能レベルに応じた指導内容・回数を設定し、効果的な実技指導を行います。

また、企業等からの特定の技能についての実技指導ニーズに対しても適切に対応します。

ウ 教育訓練機関については、産業人材の育成という観点からものづくりマイスター等を派遣し、指導ニーズに応えるとともに、技能検定試験問題に係る実技指導を充実させ、合格者の増加に繋がりたいと考えます。

③ 「目指せマイスタープロジェクト」の実施

ア 小中学校等の児童生徒をはじめ教師及び児童生徒の保護者に対して、技能分野への誘導を図る観点から、「ものづくりの魅力」や「ITの魅力」を発信する“目指せマイスタープロジェクト”として、次の取り組みを積極的に実施します。

- i ものづくりマイスター等による児童生徒を対象とした「ものづくりの魅力」や「ITの魅力」を語る講義、製作実演及びものづくり体験教室、IT体験教室を行います。
- ii ものづくりマイスターによる保護者を対象とした「ものづくりの魅力」を語る講義、製作実演及びものづくり体験教室を行います。
- iii ものづくりマイスターによる教師を対象とした「ものづくりの魅力」についての講義等（製作実演やものづくり体験を含む）を、児童生徒より先だつて行います。

イ 学生生徒等によるものづくりマイスターの働く職場及び一人親方や自ら事業を営んでいるものづくりマイスターに対して、当該職場ならではのものづくり体験の実施を含む職場体験実習（2日間以上）を実施します。なお、インターンシップがものづくりマイスターのいる事業所で実施される場合は、窓口の一元化などにより、効率的な実施に努めます。

また、企業が想定する対象者を確保するため、地域の学校、ハローワーク、地域若者サポートステーションに対して職場体験実習の参加を働きかけます。

④ ホームページや広報資料による周知活動

ものづくりマイスター等の制度や技能振興コーナーの業務について分かりやすく紹介するとともに、ものづくりマイスター等による実技指導やものづくり体験教室等の様子をホームページや広報資料によって紹介することで、県民のものづくりへの興味・関心を高めます。

4 さがものづくり産学官連携会議（委員会）の設置・運営

（1）連携会議（委員会）の設置

佐賀県産業労働部産業人材課・ものづくり産業課、教育委員会学校教育課、佐賀労働局、経営者協会等の経営者団体、労働組合関連組織、技能士会連合会、高齢・障害・求職者雇用支援機構、職業能力開発に積極的な企業、小・中学校校長会、職業系高校の工業・農業部会、報道機関で構成される産学官連携会議（委員会）を設置します。

（2）連携会議（委員会）運営

産学官連携会議（委員会）は、年2回開催します。

- ① 第1回目：第1四半期に、コーナーで実施する事業内容等を盛り込んだ平成30年度推進計画を決定します。
- ② 第2回目：第3四半期に、平成30年度の実施状況を踏まえ、平成31年度の推進計画（翌年度のコーナーの事業概要）案を策定します。